

欧州委員会、知的財産がCOVID-19ワクチンのアクセス可能性を妨げないようにすること等を含む欧州市民イニシアチブ「治療する権利」を登録することを決定

2020年8月24日
JETRO デュッセルドルフ事務所

欧州委員会は、2020年8月21日、特許を含む知的財産権が将来のCOVID-19のワクチン又は治療のアクセス可能性や入手可能性を妨げないようにすること等を含む「治療する権利」(‘Right to Cure’)と題した欧州市民イニシアチブ(European Citizens' Initiative (ECI))を(立法提案の候補として)登録することを決定した旨、また、当該ECIの主催者は、欧州連合(EU)に「私的利益よりも公衆衛生を優先し、抗パンデミックワクチン及び治療を誰もが自由に利用(アクセス)できるグローバル公共財にする」よう求めている旨、プレスリリースにて公表した。

欧州市民イニシアチブ(ECI)とは、EUが権限を持つ政策分野について、加盟国7カ国から計100万人以上の署名を集めれば、欧州委員会に対して立法を提案することができる制度である。イニシアチブが登録された日から1年間で支持表明の署名を集める期間となる。2012年4月のECIの開始以来、欧州委員会は、合計で、75の市民イニシアチブを登録し、26の市民イニシアチブを拒絶している。

本プレスリリースによれば、欧州委員会は、当該ECIは必要な条件を満たしているため法的に許容できると見なし、それゆえ、それを登録することを決定した。また、この段階ではその内容を分析してはいないが、当該ECIには以下の目的が列挙されている、等としている。

1. 特許を含む知的財産権が、将来のCOVID-19のワクチン又は治療のアクセス可能性や入手可能性を妨げないこと、を確実にする
2. データ及び市場の独占権に関するEUの法律が、加盟国によって設定された強制ライセンスの即時の有効性を制限しないこと、を確実にする
3. COVID-19ヘルステクノロジー関連の知識、知的財産及び/又はデータを技術又は特許のプールに共有する、EU基金からの受益者に対する法的義務を導入する
4. 非独占的ライセンスと組み合わされた公的寄付、生産コスト並びにアクセス可能性及び価格の手頃さの条項に関する透明性について、EU基金からの受益者に対する法的義務を導入する

<次のステップ>

本日の当該ECIの登録に続き、主催者は、今後6月以内に、支持署名を集める1年間の

プロセスを開始できる。当該 ECI が少なくとも 7 つの異なる加盟国から 1 年以内に 100 万人の支持表明を得た場合、欧州委員会は 6 月以内に対応しなければならない。欧州委員会は、その要請に従うか否か（すなわち、法的・政策的な行為を行うかどうか）を決定することができ、いずれの場合にもその理由を説明する必要がある。

－ 欧州委員会のプレスリリース等は、以下参照 －
(プレスリリース)

[European Citizens' Initiative: Commission decides to register 'Right to Cure' initiative](#)

(イニシアチブの進捗)

[Initiative progress](#)

－ 欧州市民イニシアチブ (ECI) に関する一般的な情報は、以下参照 －
(欧州委員会のウェブサイト)

[EUROPEAN CITIZENS' INITIATIVE](#)

(駐日欧州連合代表部の公式ウェブマガジンの情報)

[欧州市民イニシアチブとは？](#)

(以上)